

請願・陳情の取扱いについて

十日町市議会事務局

当市議会における請願・陳情の取扱いについて、次のとおりお知らせいたします。

1 提出期限

請願の提出期限は、定例会開会日（初日）14日前の午前11時です。提出期限については、議会事務局へお問い合わせください。

2 書式

請願・陳情の書式につきましては、別添の様式例をご参照願います。

3 請願に関する留意事項

請願には1人以上の紹介議員が必要です。また次の点にご留意願います。

- (1) 請願書には請願者及び紹介議員の「署名」又は「記名押印」が必要です。
- (2) 議長、副議長並びに所管となる常任委員会の委員長及び副委員長は、公正な審査を行うという観点から、紹介議員にならない取扱いとしております。

4 陳情に関する留意事項

陳情には紹介議員は不要ですが、次の点にご留意願います。

- (1) 郵送及び市外在住の方による陳情は、議長預かりとして議会に上程しない取扱いとしております。

5 その他の留意事項

- (1) 意見書の提出を求める場合は、意見書の案文をあわせて提出願います。
- (2) その他不明な点や詳細につきましては、議会事務局までお問い合わせ願います。

十日町市議会事務局

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

電話：025-757-3119（直通） Fax：025-757-5999